

令和4年度第1回
船橋市地域保健推進協議会母子保健部会

【議題2】

母子保健事業における児童虐待予防の取り組みについて

船橋市保健所 地域保健課

1. 虐待予防の観点からみる船橋市の主な母子保健事業の取り組み

○妊娠届出時（全数面接）

ハイリスク基準・特定妊婦基準を設け、妊娠中から支援を行う。

○乳児家庭全戸訪問時（全数訪問）

体重の計測時に全身状態・及び体重増加量の確認。養育環境、母の精神面（EPDS実施）等をアセスメントし必要な家庭に対し支援を行う。

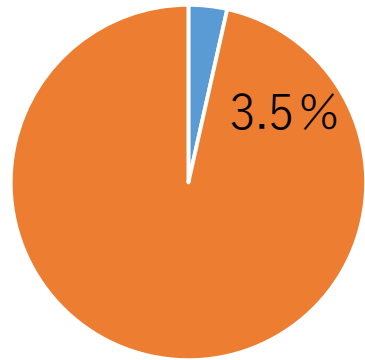
○4か月児健康相談・1歳6か月児健診・3歳児健診時

身長・体重計測時に全身状態・及び身長体重増加量の確認。その他問診票より発達面の確認及び、虐待項目・主な保育者の体調面等を確認し、必要な家庭に対し支援を行う。

その他、教育や相談の場面では、保護者に対し子どもの成長に合わせた関わり方等のアドバイスや、育児不安やストレスによる精神的な負担を軽減し、前向きに育児に取り組めるように支援している。それぞれの場面で落ち込んでいるような方がいた場合には、声をかけ必要時支援につないでいる。

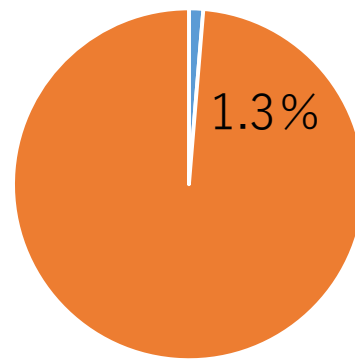
2. 妊娠届・4か月児健康相談・幼児健診におけるフォロー割合

妊娠届 n=4473



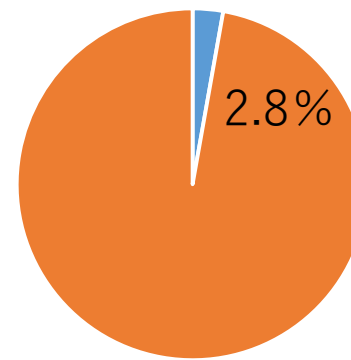
■ 特定妊婦疑いフォロー

4か月児健康相談 n=3390



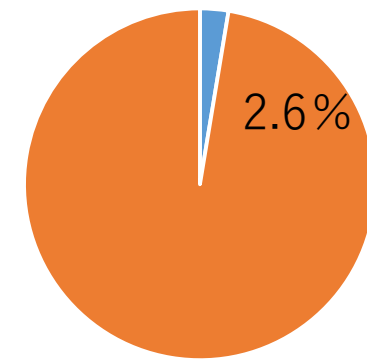
■ 育児姿勢等フォロー

1歳6か月児健康診査 n=4467



■ 育児姿勢等フォロー

3歳児健康診査 n=4597



■ 育児姿勢等フォロー

妊娠届・4か月児健康相談・幼児健診時に主に虐待予防の観点からフォローとなる割合は上記の通り。フォローとなった方には、地区担当保健師から連絡をし、訪問や面接、電話にて育児相談等支援を行っている。

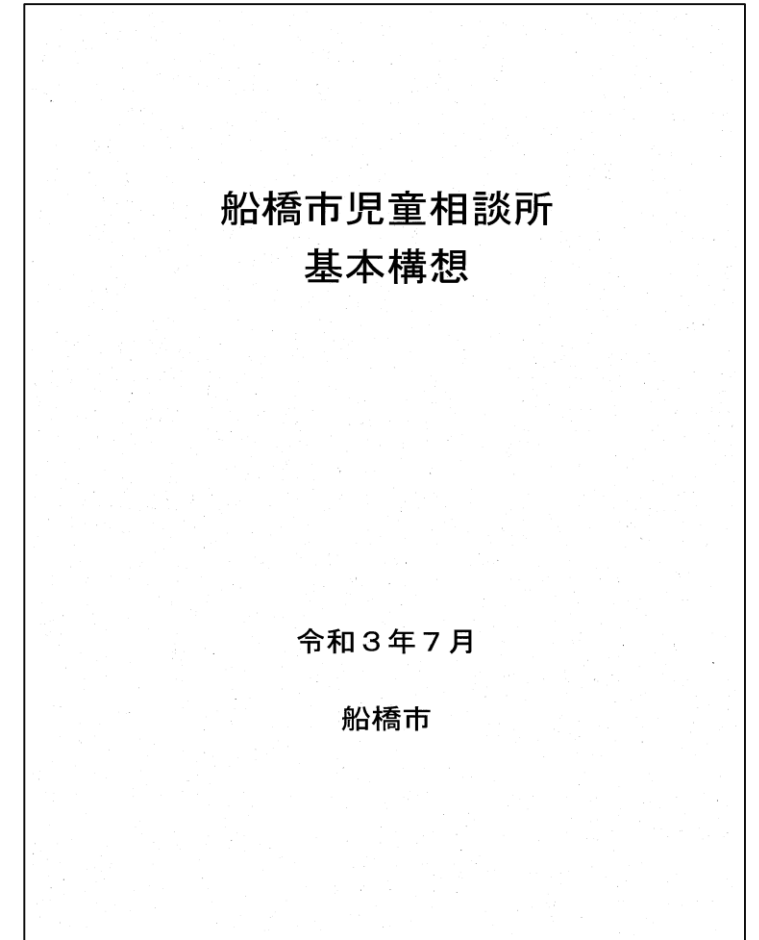
フォロー対象者の中には、金銭的に困っている方や夫婦関係に悩んでいる方もおり、保健センター単独ではフォローが難しく、他機関と連携を取りながら関わっている方もいる（医療機関・さーくる・家庭福祉課・生活支援課等）。

3. 船橋市児童相談所の設置について

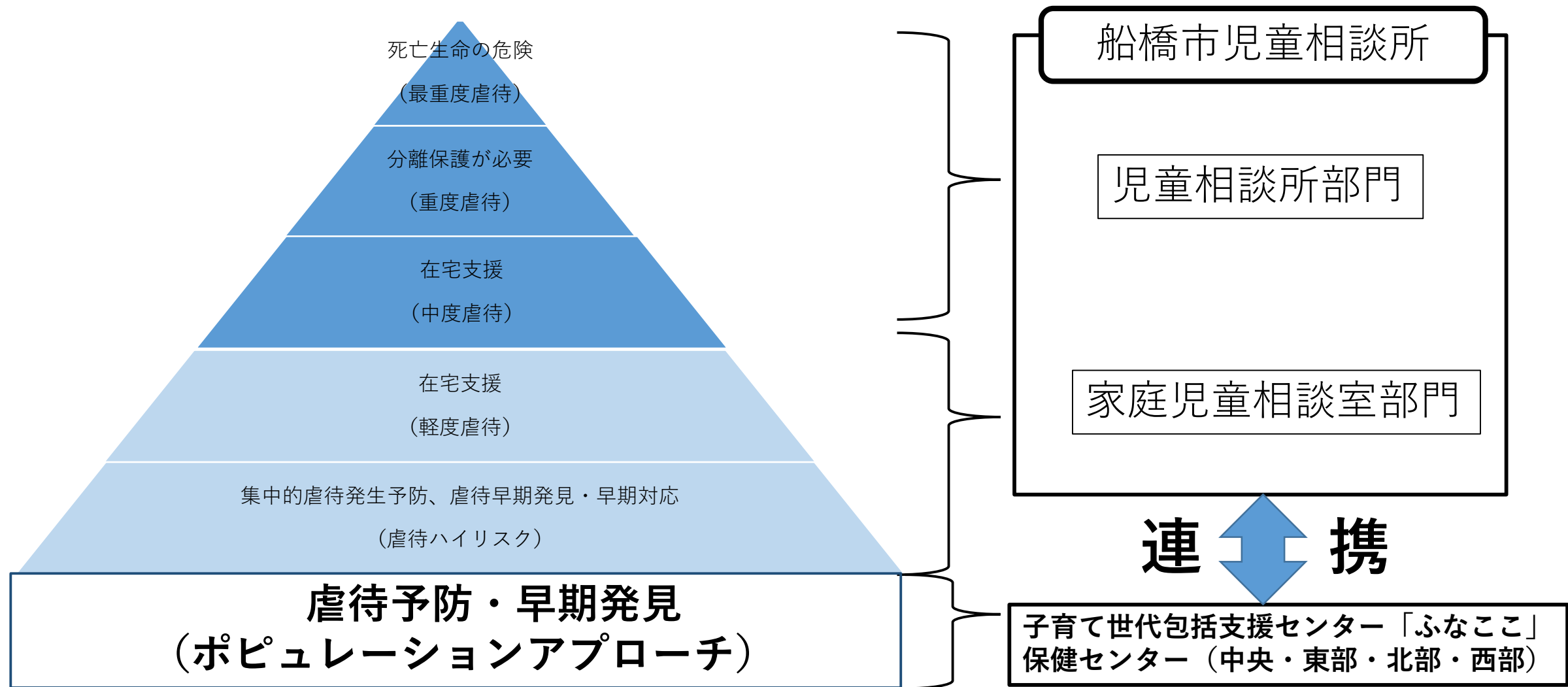
船橋市児童相談所の設置については、平成25年度から庁内で協議を重ね、平成27年度からは県市川児童相談所へ職員の派遣研修を実施し、令和2年度には船橋市児童相談所基本構想の策定に着手し、有識者による検討会で取りまとめた基本構想（案）に係る市民の皆様から頂戴したご意見も踏まえ、令和3年7月に基本構想の策定が完了しました。

令和8年4月の開設を目指し準備を進めています。

※「船橋市児童相談所基本構想」は市ホームページに掲載されております。詳細についてはホームページからご確認ください。



4. 船橋市児童相談所の組織体制と役割分担及び母子保健と関係（案）



母子保健は全ての妊産婦と児を対象として虐待の予防と早期発見に努め、市児童相談所との連携を強化する。

5-1. 児童虐待防止における母子保健の位置づけ

○平成28年6月3日施行 母子保健法（昭和40年法律第141号）第五条第二項改正規定

第五条（略）

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

○平成29年4月1日施行 母子保健法（昭和40年法律第141号）第二十二条改正規定

第二十二条

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

○平成30年7月20日、子母発0720第1号、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）」発出

（抜粋）

1. 基本的な考え方

（1）母子保健施策を通じた虐待予防の発生予防

（前文略）特に母子保健施策については、妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され、（同法第5条第2項）、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされた。

5-2. 児童虐待防止における母子保健の位置づけ

○平成12年11月施行 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあるものは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定するものは、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

前スライドや上記の通り、特に妊娠届出や乳幼児健康診査等は、広く接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見しやすい事業となる。虐待予防につなげるために母子保健に関わる職員は、様々な視点からアセスメントをし、早期の関わり、また必要があれば他部署との連携を行う必要がある。

現状の課題と対策

- 保健師による妊産婦等への個別支援については、標準的な支援マニュアルがなく、対象者への支援内容は各保健師に任せられている。また、保健師が対象者への支援に悩んだ時の相談も保健センター内に限られていることが多い。
- 保健師によるフォロー対象人数や、福祉部門と連携をとるようなハイリスクケースの数、困難事例等については、課で集約し、市内全体の傾向の把握や事例の分析をする必要があるが、その仕組みがなく、十分に行えていない状況である。
- このことは、保健センターを組織的にバックアップする体制が脆弱であることが原因の1つと考える。
- 今後、船橋市児童相談所が設置されるにあたり、連携体制の強化が必要となってくるが、他部署との連携体制の強化以前に、情報の集約や、保健師の相談・報告体制についてマニュアル化し、課内全体で対応ができるよう指揮系統の確立を目指す。